



Title	面接法における自由報告の意義 : 子どもの目撃者、被害者、被疑者への面接と英国の実務
Author(s)	仲, 真紀子
Citation	同志社心理, 55, 157-165
Issue Date	2008
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44820
Type	journal article
File Information	DS55_157-165.pdf



面接法における自由報告の意義： 子どもの目撃者、被害者、被疑者への面接と英国の実務

仲 真紀子（北海道大学大学院文学研究科教授）

こんにちは。仲と申します。今日は「面接法における自由報告の意義：子どもの目撃者、被害者、被疑者への面接と英国の実務」ということでお話いたします。私の専門は認知心理学、発達心理学です。お母さんと子どものコミュニケーションや、子どもが出来事や体験をどのように話すかといった研究をしてきました。それよりも前は間接的言語行為、発話、会話の理解などの研究をしていました。その意味ではずっとコミュニケーションの研究をやっています。

かれこれ15、16年前になりますが、弁護士さんからこのような依頼がありました。「子どもがこのような目撃証言をしているが、この証言は信用できるかどうか」。当時は法のことも知らず、証言と供述の違いもわからない状態でしたが、依頼されて勉強を始め、だんだんと面白い世界があることがわかってきました。証言が信用できるかどうかは、子どもの能力にもよるかもしれませんが、周りの大人が子どもからどのように話を聞くかにも大きく依存しています。そこで、ここでは子どもの目撃証言の問題についてお話しした上で、供述を聞き出すときの大人の問題、そして、より正確な供述を引き出すにはどうすればよいか、ということをお話ししたいと思います。なお、「証言」は法廷の中でなされる報告、「供述」はそれ以外の取り調べや事情聴取段階でなされる報告を指しますが、一般にはあまり区別せずに証言と言ってしまふこともあるので、ここでも証言、供述という言葉も適宜用います。

これは子どもが目撃証言や被害供述を行った事件を示したものです。『ジュリスト』『判例時報』などを見ますと時々、こういう事件が出て

います。例えばわいせつ事件などでは、子ども一人が被害者であり、子どもしか供述する人がいないということがよくあります。このような状況では、子どもの証言が、事件を解決する大きな決め手となります。それ以外にも交通事故、窃盗被害、殺人現場の目撃事例などがあります。1、2例、ご紹介します。これは3歳の幼児が証言したとされる「〇〇屋のブー事件」です¹⁾。ブーというのは車のことです。

自動車を運転していた人物が車を降りたら幼児が二人いて、一人が泣いている。運転手は周囲に聞いて泣いている子どもをその自宅まで届けました。ところがその後、この子どもの状態が悪くなり亡くなってしまいました。内臓破裂であり、交通事故の可能性があるということでした。そこで、一緒に遊んでいたもう一人の幼児、当時3歳だったのですが、その子どもが事情聴取を受けることとなります。

最初の裁判の時には「(もう一人の幼児は)どこの車に当たったのか?」と言われて「〇〇屋のブー」と言ったことから、その車を運転していた人物が被告人になって有罪判決になりました。しかし、詳しく調べてみると、幼児の証言には問題があったことがわかってきます。「(亡くなった幼児)、泣いてた。ポンポン痛いって、血、たくさん出てきたの」と言っていますが、この幼児は、内臓破裂なので血は出てないわけです。あるいは「どこでガチャンとしたの?」と面接官が聞くと、これは模型を使ってやるわけですが、こっちを指したり、あっちを指したり、答えが定まらない。「自動車、動いていたの?」と言うと「止まった」と言うし「自動車止まっ

1) 自動車事故事件で当時二年四か月の被害者とともいた当時三年四か月の幼児の供述をほとんど唯一のきめてとして有罪とすることを許さなかった事例。判例時報, 572, 176-184.

ていたの？」と言うと「動いてた」と言うし、なかなか答えが定まらない。変遷が多いこともわかります。周囲の多くの人が、幼児から話を聞くうちに証言が信用のおけないものになってしまいました。そのような経緯もあり、最終的にはその男性は無罪になりました。

もう一つはわいせつ行為の事件です²⁾。ある、精米場で起きた事件です。ある日、この家の幼児が母親に「今朝来たおじちゃんに変なことをされた」と訴えました。お母さんとしては今朝来たという人物が思い当たらない。しかし、昨日の朝早く来た人物がいたことを思い出して「それだったら昨日じゃないか」と言葉をかけます。これは判例時報にある母親の供述からとったものです。母親が『それはいつのことか?』と聞くと(幼児)は『今朝のことだ』と言った。私が『今朝、そのおじちゃん、来てないじゃないか』と言うと(幼児)は『私が今朝、起きて戸を開けてやった時、来たおじちゃんだ』と言った。『それなら今朝じゃなくて昨日の朝だったよ』と私が言った。『(幼児)は考えていた様子でしたが、ああ、昨日の朝だったね』と自分も納得したようであった』と述べています。その結果、昨日来た人物が被疑者ということになりました。

裁判になりましたが、結局、この男性には犯人と考えられないような状況がありました。この幼児は、わいせつ行為を受けた時のことについて、「お日様の光がズボンのチャックにあたってキラキラしていた」と迫真性のある供述をしているのですが、その男性の衣服にはチャックはありませんでした。その他、いくつかの齟齬があり、男性は無罪となり、真犯人はわからないままとなってしまいました。

もちろん、無実の人が有罪になって冤罪となるのは困りますから、無罪自体はよいわけなのですが、子どもの証言が周囲の大人の不用意な

働きかけによって汚染され、結局、真犯人はわからないままになってしまう。子どもも一生懸命訴えて、裁判所まで行って証言をするのだけれども、その証言が事件の解決にならないまま終わってしまう、ということが多々あります。以下、子どもの側の問題、大人の側の問題について述べ、次に自由報告の効果について述べたいと思います。

子どもの問題

まず子どもの側の問題点です。子どもが事件や事故に巻き込まれ、大人が話を聞かなければならない時に何が起るか。大人としては最悪の事態を考えて、いろいろと質問するわけですが、子どもはなかなか事件や出来事をうまく話すことができません。ひとつには、緘黙になってしまうことがよくあります。

一つ例を示します。これは、英国で行われている司法面接の記録をアルドリッジ&ウッドという人たちが言語学的に分析した『子どもの面接法』という本からとってきました³⁾。たとえば面接官が「どこで絵を描いたり、張ったりしたの?」と聞きます。子どもは「言わない」。面接官が「なんでお話してくれないの?」。子どもは「言いたくないの」。面接官が「じゃ、幼稚園の先生は誰かな?」と別のところで、とっかかりをつくろうと話を振っているのですが、子どもは「言わない」。面接官が「お友だちの名前は何か?」と聞いても子どもは「言わない」。面接官は「何も言ってくれないとお話できないじゃない」と少しイラついています。子どもは「つまんなーい。これで遊ぼう。あなたは私の友だちで、ここに遊びに来たのね」と遊びになってしまいました。

話してくれても「意味が通じない」こともよくあります。この例は事件とは全く関係ないものですが、国立国語研究所におられた大久保先

2) 六歳児の加害者識別に関する証言の信憑性に疑問があるとされた事例。判例時報, 748, 126-131.

3) アルドリッジ, M. ウッド, J. (著). 仲真紀子・斎藤憲一郎・脇中洋 (訳). (2004). 子どもの面接法—司法場面における子どものケア・ガイド—. 北大路書房.

生のご著書から引用させていただいた、幼児の発話です⁴⁾。「あのね、研究所に行ったら『いってらっしゃい』って言ったの。そしてね、『帰ってきた』っていうからね、あのう、だからね、あの、『お土産買って来た』って言ったの。そしたらね、ようこちゃんがね、お姉ちゃんと遊んでたの。みよちゃんと、とたくさんお話ししてくれています。きっとお母さんであれば、これで十分分かるのでしょう。けれども第三者が子どもから話を聞こうとする時には「あれれ」と頭の上に「？」マークが一杯ついてしまうことになるわけです。「研究所ってどこのこと？」「いってらっしゃいって言ったのは誰のこと？」とか「帰ってきたっていうからね」の「帰ってきたのは誰？」で『『帰ってきた』』と言ったのは誰？」など、いろいろと聞きたくなってしまいます。

3つ目として「被暗示性が高い」ということが挙げられます。被暗示性は大人でもあるわけですが、一般に認知能力がまだ十分発達しておらず、しかも对人的な圧力に弱い状況にある幼児は誘導に乗ってしまうことがよくあります。誘導に乗りやすい、暗示にかかりやすい傾向性を「被暗示性」と言っています。子どもはいつもお母さん、お父さんのいうことを聞いて暮らしているわけですし、記憶能力、認知能力、理解能力も大人ほど優れていないので暗示にかかりやすい、ということができます。

ビネーは知能検査をつくった人ですが、20世紀初頭、すでにこのような調査を行っています。板にボタンをいくつか付けて子どもに見せた後、隠します。そして「ボタンはどのようにしていたか」を聞きます。「どのようにしていましたか？」と聞けば、子どもは比較的正確に答えられるのですが、(実際には糊でついていたものを)「糸でついていたか？」とか、「何色の糸でついていたか？」などと聞くと、子どもは質問の形式にひっかかってしまい「白い糸だった」「透明の糸だった」などと答え、その後、それを信じ込んでしまう傾向があります。

ヴァーレンドクという人も似たようなことをやっています。彼が行った実験は、朝、小学校の低学年のクラスにやってきて、先生とお話をしばらくする。その後、帰る。このとき、当時としてはお行儀の悪い、帽子を被ったままにしていました。後で先生が子どもたちに「さっき来たおじさんは右の手に帽子を持っていたかな、左の手に帽子を持っていたかな？」と尋ねると、大半が「右」とか「左」と答え、「頭に被っていた」と答えられるのは、ほんの数名しかいなかったということです。子どもの回答はどのように聞くかによって大きく左右されるといえます。

大人の問題

「話してくれない」「意味がなかなか通じない」、しかも「誘導されてしまいがち」という子どもの側の問題点について話しましたが、これは大人の側の問題とも呼応しています。子どもがあまり話してくれないから、また、話してくれても意味が通じないので、大人はあれこれと聞いてしまいます。また、「被暗示性」が高いので「こういえばこう答える、ああ聞けば、ああ答える」ということになり、大人は「ほんとはどっちなの、ちゃんと答えて」と言いたくなってしまいうわけです。

これは質問の種類を表す表です。一般に、事情聴取などの場面において大変多いのは「イエス・ノー質問」や「AまたはBの質問」、つまりこちらから内容を与えて、それが合っているか合っていないかを判断してもらう式の質問です。こういった質問は、子どもは十分に説明する能力がないから、こちらから情報を与えて、ウン、ウウンと答えられるようにしてあげようという思いやりを反映していると言えないこともありません。けれども、実際は大人の質問の中に含まれる、誤っているかもしれない情報が、子どもの記憶に混入してしまうことがありえるわけです。そういう質問を「クローズ質問」と言っ

4) 大久保愛 (1987). 子育ての言語学. 三省堂選書.

ています。

これに対してクローズではない質問は「自由報告」「オープン質問」と呼ばれています。自由報告は「どんなことがあったのか、お話ししてください」「そして?」「それで?」などの働きかけです。制限なく「どんなことでも、その人の言葉で話してもらうこと」を自由報告と言うわけです。

また、「WH質問」、例えば「いつ?」「どこ?」「だれ?」「何?」「どのように?」なども比較的オープンで誘導のかからない質問だと言われています。「いつ?」と言えば時間で答えなくてはならないし、「どこ?」と言われれば場所を答えなければなりません。しかし、「朝でしたか、夜でしたか?」などとクローズ質問で聞くのではなく「いつ?」と聞けば、答える側は自分で記憶をサーチして、自分の言葉で答えることができるわけですね。しかし、面接を分析してみますと多くの場合7割くらいが「イエス・ノー質問」あるいは「クローズ質問」ということになります。

次に「誘導的な質問」。誘導型と言うと「何とかだよ」「何とかでしよう?」という質問が頭に浮かびます。これに加え、最近では「争点になりそうな事柄」「面接する人が仮説として持っている事柄」に関するクローズ質問も誘導質問と呼んでいます。たとえば「特定の人物(〇〇)に叩かれたんじゃないか」と思っているお母さんが、子どもに「〇〇に叩かれたの?」と聞けば、それは形としてはクローズ質問ですが、争点となり得る事柄をクローズ質問で聞いているので誘導質問です。

「マルチ質問」は「白いシャツで黒いズボンだった?」など、一度に二つ以上のことを聞いたり、あるいは「お母さんに話したのを電話で言ったのを覚える?」のように複数の事柄が一つの質問に埋め込まれている質問です。一般に子どもは「ウン」「ウウン」で答えますが、マルチな質問の場合は、どこの部分に対して「ウン」と言っているのか「ウウン」と言っているのかわからないという問題があります。

それから「代名詞」も問題です。私たちは「あれとって、これとって」「そうそう、それぞれ」などで会話をすることができます。そのために、子どもに話す時ついでに「その時に」「あの時は」「その人は」「これまで言ったことはみんな本当?」などと言ってしまいがちです。けれども特に就学前の子どもは、代名詞の理解は十分ではありません。特に、「それ」は難しいとされています。また、「これまでの話はみんな本当?」などと言われた場合、大人であれば「ここから先が事件のこと」とわかるでしょうが、子どもは、それが理解できているとは限りません。

それから、「何々したんじゃないの?」などと否定形で尋ねることも、質問を難しくします。

また、「被疑者を現場で目撃しましたか?」のように、「被疑者」「現場」「目撃」などの難しい言葉を使ってしまうこともよくあります。

もう一つ大人の側の問題として「圧力や誘導」があります。「仮説に基づく質問」も誘導の一つです。大人としては最悪の事態を考えながら尋ねるわけですが、そのことが「叩かれたんじゃないか、触られたんじゃないか」といった誘導質問を、開口一番言ってしまうことにつながります。

「補強証拠」的なことも、大人はつい言ってしまいます。「誰々ちゃんも言っているよ」「証拠があるからお話しして」「皆、知ってるんだから」など、子どもの口を割らせようということのでいろいろ言うてしまうのです。

「お話ししてくれたら、すぐに終わるよ」「お話ししてくれたら、後でソフトクリーム食べようね」「後でマクドナルドに行こう」などの「取引」をしてしまうこともよくあります。

また、「情緒」に訴えて「大事なことから答えてほしい」「答えてくれないと大変なことになる」などと脅かすこともあります。

さらに、子どもに被疑者を庇うことがないように「誰々は悪い人だ」「そのようなことをしそうな人物だ」など、ステレオタイプ的なことを言うてしまうこともよくあります。

大人は子どもを誘導しようと思ってこういっ

たことをやっているわけではありません。あまり話してくれない，話したくても話せないかもしれない子どもから「どうにかして話を聞き出そう」と思い，最悪の事態を考え，あれこれ聞いてしまうわけです。子どもが話しにくそうなので，一杯質問をして「ウン」とか「ウウン」とか，首を振るだけでいいようにしてあげている。子どもが話しやすいように「あの子も言っている，この子も言っている，証拠もあるんだ」と言ってしまう。けれども，これが誘導になってしまいます。

日常生活の親子の会話では，子どもが「痛いよ」と言っても「痛くない，痛くない，痛くないよね」と，「誘導」をたくさん，効果的に使います。けれども司法の場面では，誘導がマイナスの効果をもたらすことが多々あります。

自由報告の重要性

では，どのように話を聞けばよいのでしょうか。一つの答えは，「自由報告」です。ここでは以下，自由報告で聞くことの意義を，心理学的な実験も踏まえながら紹介したいと思います。これから矢継ぎ早に，いくつかの実験や調査をお示ししますが，言いたいことは二つだけです。一つは「自由報告を求めると，情報量が増加する」ということです。もう一つは，自由報告で聞けば，余計な質問「叩かれたの？」「触られたの？」などと言われないので，その分，誤った情報が記憶に混入しにくい，ということです。つまり「誤りの少ない情報が得られやすい」ことがあるわけです。このように，「情報量が増えることと，誤りが少ないということが自由報告の意義」だと思います。それを示した実験や調査を以下，簡単にご紹介しましょう。

これは法廷尋問の分析です⁵⁾。子どもに対する法廷での尋問の速記録を分析してもらいました。裁判官と検事と弁護士が合わせて700いくつかの尋問をしており，子どももそれに対して答

えています。まず質問の種類を見て，次に子どもの反応を見て，最後に質問と応答の関係を見てみましょう。

これは典型的な質問です。「ところが，お父さんはこの裁判所でね，1日の話としては，あなたにいろいろ聞いたけれども，あなたは『何もなかった』とおっしゃったんだけど，あなたは，お父さんに『特に隠すところはないよね』。ずいぶん長い質問です。このような質問をされたら，大人でも答えるのは難しいでしょう。先ほど，否定形は難しいと言いましたが，この質問は否定形を含んでいます。マルチ質問も難しいと言いましたが，ここには「あなたは何もなかったとおっしゃったんだけど」のような埋め込みもあります。しかも，この質問は「～よね」という「誘導形」になっています。加えて，この長さを見ると文法的に複雑な質問であることが分かります。このように，一つの質問の中にたくさん悪い質問の指標が含まれています。

そこで，質問に「マルチ質問の指標（埋め込み）」、「代名詞」，「否定形」などの指標がどの程度含まれるか，文末が「誘導形」になっているかどうかをカウントします。また，複雑な文法の指標として文字数をカウントします。さらに「よい指標」として，「WH質問」（いつ，どこで，だれが等）や疑問符の「か？」もカウントします。「～ですか？」という文型は，答えないといけないという意識をもたらすのでよい指標になりうるわけです。尋問で行われる質問の中にこういう指標がどれくらいあるかを数えます。

一方，子どもさんの反応は，大きく次のように分けることができます。「文による応答」はたとえば「学校に行ってからのことでした」「それは昨日と一昨日のことです」などと文で答える応答です。「はい」は「ハイ」「ウン」「そう」などと言うだけのもの，「いいえ」は「ウウン」「イイエ」「違います」などというだけのものです。その他，「覚えてません」「わかりません」，

5) 仲真紀子 (2001 a). 子どもの面接—法廷での「弁護士言葉」の分析—。法と心理，1，80-92.

6) 仲真紀子 (編著). (2005). 認知心理学の新しいかたち. 誠信書房.

答えられなくて黙ってしまう「沈黙」なども分類します。

これは、大人の尋問の各指標に対し、「文による応答」がどれくらい出てきたかをカウントしたものです。質問が「WH指標」を含む時、「マルチ指標」を含む時、「代名詞」が含まれる時、「否定形」が含まれる時、最後が「～ね」「～でしょう」で終わる時、「～か？」で終わる時のそれぞれについて、縦軸に「文による応答」がどれくらい出てきたかを示しました。見ての通り、「WH質問」と最後が「～か？」で終わっている質問では「文による応答」が多く出てきています。一方、最後が「～ね」「～でしょう」で終わっている質問には、「文による応答」はほとんど出てきていません。「ウン」や沈黙しか出てこないことがよくあります。

似たような研究をご紹介しますと、ハーシュコヴィッツさんというイスラエルの研究者が、実地で警察官に面接法を訓練し、「どのような面接をしたら子どもから情報をより多く正確に引き出せるか」を調べておられます⁷⁾。これは、イスラエルの10人の面接官が行った50人の子どもへの面接の分析をしたものです。「オープン質問」、例えば「～について話してください」や「それで?」「あとは?」などと聞いた場合、情報量がたくさん得られていることが分かります。これに対し、「クローズ質問」や「誘導形」の質問で尋ねた場合、得られる情報量は半分程度になっています。つまり、「オープン」で聞いた場合は多くの情報が得られるのに対して「クローズ質問」「誘導形」の質問ではあまり情報が得られないことを示しています。

これは私たちの研究室で、白石さんが行った「面接法の効果の研究」です⁸⁾。このグラフに出ているのはすべて自由報告で聞いた条件なのですが、自由報告に加えて「できるだけすべて

のことを話してください」と伝えると、より多くの情報が得られます。私たちは、友人から「この間の旅行どうだった?」などと尋ねられても、「どこへ行って、いくら交通費がかかって、どこで何を見て、旅館の晩ご飯はこうこうで…」などとあまり細かいことは話しません。普通は「うん、楽しかったよ」とか「この温泉はお薦めだから、行ってみたいわいいよ」など、その程度のことしか話さないように思います。「あまり細かく話しても相手はうんざりするだろうな」と考え、また、暗黙のうちに「これくらいの情報を伝えよう。このくらい伝えれば十分だ」ということを思っているわけですね。そのため、面接場面、あるいは実験場面においても、参加者はそういう縛りの中でコミュニケーションをすることになります。そこで、こちらから明示的に「あなたにとって重要でないと思えることでも私にとっては重要かもしれません。どんなことでもすべて話してください。」といった教示を行うことがたいへん重要になってくるわけです。

さて、ここまでは「自由報告を求めるとたくさん情報が出てくる」ということでしたが、今度は「情報を求めないと間違った情報が出てくることがある」という例を紹介したいと思います。

これは私たちの研究室で小学校2年生と5年生に行った、「初期面接の効果」に関する実験です。子どもたちに5分くらいビデオを見てもらいます。このビデオでは、女の子が公園でジュースの空き缶やチョコレートの包み紙を芝生の上に投げ捨てます。すると、後ろから来たおじさんが「ちょっと待ちなさい、ごみはちゃんと拾いなさい」と注意する。男性は女の子から2メートルくらい離れたところにおいて、一回も触れてはいない。叩いてもいない。しかし、女の子は

7) Hershkowitz, I. & Elul, A. (1999). The effects of investigative utterances on Israeli children's reports of physical abuse. *Applied Developmental Science*, 3, 28-33.

8) 白石絃章・仲真紀子・海老原直邦 (2006) 認知面接と修正版認知面接における出来事の再生と反復提示された誘導情報の情報源再認. *認知心理学研究*, 4, 33-42.

ビデオの中で「変なおじさんに叩かれた」と別の大人に言ったりします。

このビデオを小学校の2年生、5年生に見てもらって、第1回目の初期面接をします。一つは自由報告を紙に書く方法。「今見たビデオを紙に書き出してください」と自由再生を求めます。第2の条件は「今、みたビデオを1分間目を閉じて、どんな状況があったか思い出してください」とイメージ化をもとめる条件。その後で紙に書いてもらいます。第3の条件は、あれこれ質問をする条件です。実験者が「女の子は赤いトレーナーを着ていましたか、それとも白いシャツを着ていましたか？」など、質問をします。最後の条件は、訓練を受けた学生が自由報告から入っていく面接を行いました。

その後、実験者が子どもの前でいろいろなシーンを口頭で提示します。そして、そのシーンに対して「ビデオの中で、この目を見たか、見ていないか」を判断してもらおうということをやります。シーンは20あるのですが、正しいものは5つだけで、残りの15は実際にはなかったシーンです。これらに対して「この目で、確かに見たと思ったら○をつけてね。見てないと思ったら×をつけてね。わからなかったら△をつけてね」と○、×、△で答えてもらいます。

私たちの関心は実際には写っていなかった虚項目に対し、どのくらいの子どもたちが「見た」と言ったかです。その結果、ごらんとおり、2年生ですと5年生よりも2倍くらい、実際にはなかった項目に「見た」という反応をしています。しかも大きな差があるのは第2の「イメージ条件」と第3の「質問条件」です。これらの条件では、他の条件に比べ、約1.5倍、「見た」という反応が生じています。自由再生（自由報告）で紙に書き出してもらった条件1と適切に面接を行った条件4での○の数は5年生とあまり変わりません。質問をされたりイメージを頭の中で膨らませたりすると「見た」という誤った反応が増えてしまうと言えます。

もう一つ、弁護士の杉浦先生、西田先生、西尾先生と共同で行った中学生と大学生に対する

実験を紹介します。子どもの実験ですと幼児と小学生を比べて「幼児は誘導されやすいが、小学生はだいじょうぶ」とか「小学校2年生は誘導されるけど5年生はちゃんと答えられる」といったことが多いわけです。では、中学生ならばどうなのかを検討した実験です。参加者は中学生15人、大学生20人です。リアルな場面で行うために、弁護士事務所に、中学生の二人組、大学生の二人組に「裁判員制度に関する調査」のために来てもらいました。調査に答えてもらっている間に事件が起きます（参加者には、種明かしは後で行いますと承諾していただいています）。

よその事務所から「子どもの法律相談」にやってきた弁護士が受付の女性から「時間が違う」と言われ怒りだします。もちろん演技ですが、とてもリアルに見えます。最終的に電話をかけ、「そんなのわからないよ、もういいよ」とガチャンと切る、その時にペン立てが倒れて大きな音がします。

この事件の後、事務所の責任者である弁護士さん（これもサクラです）が出てきて、中学生、大学生にひとりずつ事情聴取を行います。緊張感を高めるために、一人ずつ部屋に呼んで「テープレコーダーに録音させてもらうね」と言って話を聞きました。このとき、14個の質問をしますが、最初の4問は誘導なし、残りの10問は子どもが正しい答えを言った時とか「わからない」ということを言った時に誘導をかけます。例えば「スーツは何色だった？」と尋ねます。灰色が正答なのですが、参加者が「灰色」と正答を言うと「紺じゃなかった？」と誘導をかけます。

その結果、誘導率は大人も子どもも変わらず、2割程度、答えを変えることをしています。例えば「何色のスーツ着てたっけ?」。中学生は「灰色かな」と言っています。これは正答なのですが、「紺ではなかったっけ?」と誘導をかけますと、参加者は「わかんないですけど、あ、紺かな。」「紺かもしれない?」「ハイ」と回答を変えてしまいます。

さて、誘導率は中学生と大人で差はないのですが、種明かしをした後、アンケートに答えてもらうと意外なことが分かりました。「面接する人の言葉の影響を受けましたか?」と聞くと「ハイ」と答えたのは中学生では15人中2人だけです。「実際とは違うことも話してしまいましたか?」という質問には(22%が実際、違う答えになっているわけですが)、「ハイ」と答えたのは一人だけです。「誘導されてしまいましたか(相手の言う通りに答えてしまいましたか?)」に「ハイ」と答えたのは0人でした。これに対し、大学生では「面接官の言葉の影響を受けましたか?」には、20人中7人が「受けた」と言っています。「事実とは違うことも話してしまいましたか?」には、3人が「言った」と言っています。「誘導されましたか?」には、4人が「誘導された」と言っていて、若干気づきがあるということですね。中学生の方は、気づきの度合いが低いと言えます。

自由記述において大人の参加者は「次々質問されたが、もっと自由に話させてほしかった」と答えています。これに対し、中学生は「たくさん質問してくれたよかった」とあり、質問を望んでいる様子が見られました。

以上、いろいろと見てきましたが、自由報告の意義をまとめますと、まず、多くの情報が産出されるということがあります。また、「反応バイアスや被暗示性の亢進が抑制される」ということもあります。反応バイアスとは、どのような質問にでも「ハイ」あるいはどのような質問にも「イエエ」と答えてしまうようなバイアスをいいます。また、「質問に含まれる情報が記憶に混入したり、事後情報とならない」。そのため、「正確な情報が得られやすい」し、被面接者にとっては自分が話せるので、しかも清聴してもらえるので「満足度が高い」ということになる

わけです。

英国の実務について

日本ではまだ司法面接の概念が十分に成立していませんが、英国では早い時期から司法面接のガイドラインが作られ、ビデオ録画面接や録音が行われています。

これは英国の「子どもの被害、目撃に関する面接のガイドライン」です。1992年にできたのが Memorandum of Good Practice (「よき実践のためのメモ」)⁹⁾。頭文字をとってMOGPということもあります(訳書として『子どもの司法面接』があります)。その後、2001年に出版された後継版が Achieving the Best Evidence (「最良の証拠を得るために」)。こちらは「ベストエビデンス」とも呼ばれています¹⁰⁾。ベストエビデンスは、面接法自体は『子どもの司法面接』と同様ですが、対象が、子どものみでなく、発達障害、精神障害、身体障害、知的障害をもつ子どもや大人、おびえた大人(事件のための恐怖がとれない人)にも拡張されています。

英国では、上記の司法面接手続きに従い、被害者、目撃者の面接を早い時期に1度だけ、自由報告を重視した形で行います。それをビデオで録画し、必要な情報を確定します。これはカウンセリングではなく、事実焦点をおいた面接です。こうしておけば子どもは何度も面接を繰り返さなくてもよいことになります。日本では、訴訟ともなると10回くらいは面接を受けなければならないとされています。まずは親や教師に話す、そして警察でも何度か事情聴取があり、検事さんにも話し、法廷でも尋問を受けるわけです。しかし、何度も話しているうちに、記憶が変容し、証言が歪んでしまうこともあります。また、性被害などの辛い体験は、何度も詳細に語ることで、心の傷が深まることもあり

9) Home Office (1992). Memorandum of good practice: On video recorded interviews with child witnesses for criminal proceedings. London. [仲真紀子・田中周子. (2007). 英国内務省(編). 子どもへの司法面接: ビデオ録画面接ガイドライン.]

10) Home Office (2001) Achieving the best evidence in criminal proceedings. London.

ます。そういうことも考えて、記憶が正確ならちに1度だけ、面接を記録して使うこととしていのです。しかも、ここでの録画は、法廷での主尋問（原告が自分の主張を述べるための尋問）の代わりとして用いることができます。反対尋問は被疑者の権利のために受けないといけなのですが、子どもの負担は大幅に減ることになります。

これは昨年、ロケをしてきた、子どもの面接のための施設です。このような形で警察官が子どもに面接をします。面接室には必ずカメラがあつて録画します。

以上は被害者や目撃者のための面接法のガイドラインですが、こちらは被疑者の方のガイドラインです。英国では被疑者が大人であっても少年であっても、Police and Criminal Evidence Act 1984という法律にそつた、自由報告（アカウント、説明という言葉が用いられます）を主体とした事情聴取が行われます。この法律では面接を録音することが義務づけられています。日本では少年への事情聴取に弁護士が付き添うことはできませんが、英国では被疑者が17歳未満の場合「親または保護者と適切な大人」の二人が付き添うことになっています。親または保護者と適切な大人（事務弁護士などがなります）は、子どもとのコミュニケーションを助ける役割も担います。被疑者取調室にも工夫が見られ、緊張が高まる場所では被疑者は話してくれない

ということで、小さな丸テーブルを囲む、あるいは机がない場合もあるとのことですが、そういう場所で事情聴取を行うということでした。

この方法だけがベストということではないと思いますが、実証的なデータを踏まえ、自由報告を主とした事情聴取が行われているというのは優れていると思います。日本でも司法面接への関心が高まり、また、そのための研究も進むことが望まれます。

以上です。どうもありがとうございました。質問があればお答えします。

参 考 文 献

- 仲真紀子（2005）. 子どもの目撃供述とその面接法. 法と心理学会ガイドライン作成委員会（編）. 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社. pp.219-233.
- 仲真紀子.（2007）. 供述という会話の特質—予兆を見逃さない事情聴取. 内田伸子・坂元章（編著）リスク社会を生き抜くコミュニケーション力. 金子書房. pp.149-169.
- 仲真紀子・上宮 愛.（2005）. 子どもの証言能力と証言を支える要因. 心理学評論, 48, 343-361.

（本稿は2007年12月8日に行われた同志社大学心理学研究室80周年記念特別講演会シリーズ vol.5 の講演を収録したものである）